

河合町告示第 3 2 号

河合町立かがやきの森こども園通園バス運行管理業務について

河合町立かがやきの森こども園通園バス運行管理業務について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和元年 1 2 月 5 日

河合町長 清原 和人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 第委－ 3 号
- (2) 業務名 河合町立かがやきの森こども園通園バス運行管理業務
- (3) 履行場所 河合町立かがやきの森こども園
(河合町大字山坊 1 8 2 番地 1)
- (4) 予定価格 金 2 8, 7 1 0, 0 0 0 円
(消費税及び地方消費税（計 1 0 %）を含む。)
- (5) 契約方法 債務負担行為に基づく 3 年間の長期契約
- (6) 最低制限価格の有無 無
- (7) 業務概要及び施設設備

河合町立かがやきの森こども園通園バス運行管理業務

ア 通園バスの運行及び管理

イ 通園バス車両の整備・管理

ウ 事故処理全般及び報告

エ その他アからウまでに付帯する業務

以上の業務について、別途定める仕様書を遵守した上で履行すること。

河合町立かがやきの森こども園通園バス運行車両

1号車（車種：トヨタ コースター）

・42人乗り車両

2号車（車種：トヨタ ハイエース）

・22人乗り車両

- (8) 委託期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日
- (9) 入札保証金 免除
- (10) 契約保証金 河合町契約規則（昭和58年4月河合町規則第7号。以下「契約規則」という。）による
- (11) 入札回数 河合町入札執行要領により1回
- (12) 落札者の決定方法 郵送による一般競争入札
- (13) 前払金及び中間前払金 無
- (14) 議会の議決 不要

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たし、内容が適正であることの確認を受けた者のみがこの業務の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続きの申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会

社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 河合町が行う契約からの暴力団排除措置要綱（平成24年4月）別表に掲げる措置要件の1から8までのいずれかに該当する者でないこと。
- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する事業に係る同法第4条の規定による許可を受けている者。
- (7) 道路運送法第23条の2に規定する運行管理者資格者証の交付を受けている者を有すること。
- (8) 国内において、過去5年以内に、保育所、幼稚園、学校、もしくは認定こども園等の送迎実績を有すること。
- (9) 過去3年間のうち国土交通省から処分を受けていないこと。
- (10) 全ての案件において、参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (12) 入札を公告した時点で、奈良県又は河合町で指名停止の措置がなされていないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書等の受付

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等の提出が必要です。

(1) 申請書等の様式の配布

申請書等の提出は、別に定める様式によるものとし、その様式は次のように配布します。

ア 配布日 令和元年12月5日（木）から12月11日（水）まで
（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）

- イ 配布時間 午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までの間を除く。)
- ウ 配布場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場 総務部 総務課 (河合町本庁舎2階)
- エ その他
河合町役場のホームページからもダウンロード可能

(2) 申請書等の受付

- ア 受付日 令和元年12月5日(木)から12月11日(水)まで
(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)
- イ 受付時間 午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までの間を除く。)
- ウ 受付場所 配布場所と同じ
- エ 申請書等の提出は、持参した場合に限り受付します。
提出部数は、1部とします。
なお、郵送及び電子メール等の受付はできません。

4 仕様書の閲覧等

- (1) 閲覧日時 令和元年12月5日(木)から12月11日(水)まで
(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時までの間を除く。)
- (2) 閲覧場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場 総務部 総務課 (河合町本庁舎2階)
河合町ホームページでもダウンロード可能です。
- (3) 図書に関する質疑については、質疑の有無にかかわらず、その旨を記載した書面
をFAXにより次のとおり、送信してください。
 - ア 受付日時
令和元年12月19日(木) 正午まで
 - イ 質疑書の送信先
河合町役場 総務部 総務課

F A X 番号 0 7 4 5 - 5 6 - 4 0 0 7

ウ 質疑書は別紙様式とします。

- (4) 前記(3)の質疑に対しては、すべて入札参加者に対して令和元年12月20日(金)午後5時までにF A Xにて回答します。

5 入札参加資格の確認及びその結果の通知

申請書類の審査の結果については、令和元年12月13日(金)に通知いたします。通知書は開札当日に持参ください。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合は、12月17日(火)正午までに、その旨を記載した書面を河合町役場 総務部 総務課まで持参してください。その回答は、12月18日(水)午前10時より河合町役場 総務部 総務課で行います。

6 入札の方法

- (1) 事前審査型の郵便による入札(書留郵便に限る。)とします。
- (2) 内封筒の宛先は、〒636-8501 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町長 宛
- (3) 入札書の到着期限 令和元年12月25日(水) 午後4時00分
- (4) 開札日時 令和元年12月26日(木) 午前10時00分
- (5) 開札場所 河合町役場 セミナーハウス
- (6) 入札回数は、1回とします。
- (7) 開札立会人 入札書を提出した全ての入札者又はその代理人が立会をして行うものとします。

7 その他

(1) 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札心得に違反した入札、また次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 書留郵便以外の郵便、持参、ファクシミリ、電報、電子メール等、郵便入札の方法によらない入札

イ 入札書到着期限後に到着した入札

ウ 郵便入札封筒に記載の業務名又は入札者名と、同封された入札書の業務名又は入札者名が相違する入札

エ 郵便入札封筒に業務名又は入札者名の記載がなされていない入札

オ その他入札執行者において無効と認められる入札

(2) 入札結果の公表

入札結果については、本契約締結後速やかに河合町役場総務部総務課において、公表します。

8 問い合わせ先

不明な点については、河合町総務部総務課（電話0745-57-0200 内線22

7)まで問い合わせてください。